

茂原市学校再編計画審議会規則

平成 28 年 8 月 22 日 茂原市教育委員会規則第 15 号

(目的及び設置)

第 1 条 少子化により児童生徒数が減少し、多くの小中学校が小規模化している状況の中で、義務教育本来の目的を達成し、将来にわたり学校の適正規模、適正配置が維持できるよう、学校の統廃合等を審議するため、茂原市学校再編計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、茂原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 学校の適正規模、適正配置に関すること。
- (2) 学校の統廃合に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、審議会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、12 名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 自治会関係者
- (3) 教育関係者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命した日から第 2 条の所掌事務がすべて完了したときまでとする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

【資料 1】

（会議）

第 6 条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が選任されていない場合は、教育委員会が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めたときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

5 会議は、公開とする。ただし、議長は、公開することが会議の運営に支障があると認めたときは、審議会に諮って非公開とすることができる。

（守秘義務）

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（傍聴）

第 8 条 審議会の会議の傍聴は、茂原市教育委員会傍聴人規則（平成 8 年教育委員会規則第 8 号）の規定を準用する。

（会議の記録）

第 9 条 教育委員会は、次の事項を記載した会議の記録を作成し、遅滞なくこれを公表するものとする。

（１）会議の日時及び場所

（２）出席委員の氏名

（３）議事の概要

（４）その他必要な事項

（庶務）

第 10 条 審議会の庶務は、教育部教育総務課及び学校教育課において共同で処理する。

（その他）

第 11 条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。